

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

嘉島町は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県嘉島町長

公表日

令和7年11月18日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	介護保険被保険者に関する情報管理、介護保険料の徴収や各種給付等の口座情報管理、介護保険料の滞納や収納消込に関するデータ管理を行っている。
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、受給者情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項別表100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,131,132,144,161の項 (番号照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131,132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課、税務課
②所属長の役職名	福祉課長、税務課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	嘉島町 総務課 861-3192 熊本県上益城郡嘉島町大字上島530 問い合わせ電話番号 096-237-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	嘉島町 企画情報課 861-3192 熊本県上益城郡嘉島町大字上島530 問い合わせ電話番号 096-237-2641
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		申請書等を受取った際には、個人毎にクリアファイルに保管し、記載された情報のデータベース入力、書類等の保管および廃棄等すべての作業において単独ではなく、複数人での確認を実施している。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[] 十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

ユーザー認証及びアクセス権限の管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 4②法令上の根拠	(情報提供事務)番号法第9条第1項 別表第二 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項(情報照会事務)番号法第9条第1項 別表第二 93,94の項	(情報提供事務)番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,の項 (情報照会事務)番号法第9条第1項 同法第19条第7号 別表第二 93,94の項	事後	
令和1年6月28日	I 5②所属長の役職名	町民課長 早川眞澄	課長	事後	新様式への変更に伴う名称変更
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	IV 追加	事後	新様式への変更
令和6年1月30日	I 5①部署	町民課介護保険係	福祉課介護保険係	事後	組織改編に伴う変更
令和7年11月18日	I 3.個人番号の理由	番号法第9条第1項 別表第一 68の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項別表100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	
令和7年11月18日	I 4②法令上の根拠	(情報提供事務)番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,の項 (情報照会事務)番号法第9条第1項 同法第19条第7号 別表第二 93,94の項	(情報提供事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,1 28,131,132,144,161の項 (番号照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131,132の項	事後	
令和7年11月18日	I 5. 評価実施機関における担当部署	福祉課 福祉課長	福祉課、税務課 福祉課長、税務課長	事後	
令和7年11月18日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	嘉島町企画情報課 861-3192 熊本県上益城郡嘉島町上島530 問い合わせ先電話番号 096-237-1111	嘉島町総務課 861-3192 熊本県上益城郡嘉島町上島530 問い合わせ先電話番号 096-237-2111	事後	所管課の変更
令和7年11月18日	I 9.規則第9条の第2項の適用	なし	追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月18日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年1月31日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年11月18日	II 2.取扱い者数 いつ時点の計数か	令和6年1月31日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年11月18日	IV 4.特定個人情報ファイル の取扱いの委託	委託しない	委託する	事後	
令和7年11月18日	IV 8.人手を介在させる作業	なし	追加	事後	新様式への変更
令和7年11月18日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策	なし	追加	事後	新様式への変更